

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

トータルテック株式会社(以下「甲」という。)と甲の過半数代表者(以下「乙」という。)は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

対象となる派遣労働者の範囲

- 第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

賃金の構成

- 第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、及び退職手当とする。

賃金の決定方法

- 第 3 条 対象従業員の基本給、賞与及び手当(第 2 条の掲げる賃金のうち、基本給、賞与、本条(三)及び(五)の手当を除く。以下同じ。)の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表 2 の地域指数を乗じた別表 3 とする。
- (一) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 6 年 8 月 27 日付職発第 0827 第 1 号「令和 7 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という)に定める別添 2 「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用する。
- (二) 地域調整については、山口県、福岡県、佐賀県、大分県の派遣先で派遣就業を行うことから通達別添 3 に定める山口、福岡、佐賀、大分の指数を使うものとする。
- (三) 時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し、第 5 条のとおりとする。
- (四) 通勤手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。

- (五) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を別表3に定める額に5%を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）とする。

第4条 対象従業員の基本給、賞与及び手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。

- (一) 別表3の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
(二) 別表4の各等級の職務と別表3の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次の通りとすること。

3ランク：10年

2ランク：3年

1ランク：0年

- 2 甲は、第7条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で追加の手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従い支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当については下記の条件にて支給する。

- (一) 公共交通機関（バス、電車など）を利用する場合

住居から派遣される事業所までの移動距離が20km以内は通勤に要する実費に相当する額を支給する。

但し、通勤経路及び交通機関は、運賃、通勤時間等の事情を勘案し、最も経済的かつ合理的で、会社が許可したものとする。

住居から派遣される事業所までの移動距離が20kmより遠い場合は、通勤手当に相当する額として、所定労働時間1時間あたり73円を支給する。

- (二) 自家用車を利用する場合

住居から派遣される事業所までの移動距離が20km以内は実費支給（ガソリン代のみ）

とし、この時ガソリン代については原則1kmあたり17円とする。

但し、社会情勢の変化に鑑みガソリン価格が大幅に変動した場合には別途協議の上、対応するものとする。

移動距離が20kmより遠い場合は、通勤手当に相当する額として、所定労働時間1時間あたり73円を支給する。

- (三) 徒歩もしくは自転車を利用する場合

通勤手当は支給しない。

賃金の決定に当たっての評価

第7条 基本給の決定は、1年毎に行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、その方法は給与規定第19条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第4条第2項の追加の手当の範囲を決定する。

賃金以外の待遇

第8条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員の待遇と比較し不合理な待遇差が生じないものとする。

教育訓練

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「トータルテック社教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

その他

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

有効期間

第11条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。
本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和7年 4月 1日

【別表1】協定の対象となる業務

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					参考値(0年)	
		1年	2年	3年	5年	10年		20年
受付・案内事務員	1,113	1,291	1,383	1,414	1,480	1,663	1,996	1,251
電話応接事務員	1,135	1,317	1,411	1,441	1,510	1,696	2,035	1,267
総務事務員	1,167	1,354	1,451	1,482	1,552	1,743	2,092	1,340
医療・介護事務員	1,037	1,203	1,289	1,317	1,379	1,549	1,859	1,142
その他の一般事務の職業	1,082	1,255	1,345	1,374	1,439	1,617	1,940	1,204
経理事務員	1,208	1,401	1,502	1,534	1,607	1,805	2,166	1,418
旅客・貨物係事務員	1,086	1,260	1,350	1,379	1,444	1,622	1,947	1,205
運行管理事務員	1,259	1,460	1,565	1,599	1,674	1,881	2,257	1,427
パソコン操作員	1,177	1,365	1,463	1,495	1,565	1,758	2,110	1,397
データ入力係員	1,132	1,313	1,407	1,438	1,506	1,691	2,030	1,308
その他の事務用機器操作	1,179	1,368	1,465	1,497	1,568	1,761	2,114	1,393
高齢者施設介護員	1,134	1,315	1,410	1,440	1,508	1,694	2,033	1,251
他に分類されないサービス	1,208	1,401	1,502	1,534	1,607	1,805	2,166	1,387
金属プレス設備	1,113	1,291	1,383	1,414	1,480	1,663	1,996	1,305
金属溶接・溶断設備	1,165	1,351	1,448	1,480	1,549	1,741	2,089	1,380
化学製品生産設備	1,134	1,315	1,410	1,440	1,508	1,694	2,033	1,333
化学製品製造工	1,122	1,302	1,395	1,425	1,492	1,676	2,012	1,303
パン・菓子製造工	1,110	1,288	1,380	1,410	1,476	1,658	1,990	1,264
水産物加工工	1,071	1,242	1,331	1,360	1,424	1,600	1,920	1,181
食肉加工品製造工	1,142	1,325	1,420	1,450	1,519	1,706	2,048	1,289
保存食品製造工等	1,059	1,228	1,316	1,345	1,408	1,582	1,899	1,175
他の食料品製造・加工処理工	1,086	1,260	1,350	1,379	1,444	1,622	1,947	1,213
木製製品製造工	1,107	1,284	1,376	1,406	1,472	1,654	1,985	1,290
印刷・製本作業員	1,123	1,303	1,396	1,426	1,494	1,678	2,014	1,299
プラスチック製品製造工	1,121	1,300	1,393	1,424	1,491	1,675	2,010	1,302
その他の製品製造等	1,108	1,285	1,377	1,407	1,474	1,655	1,987	1,262
他の電気機械器具組立工	1,135	1,317	1,411	1,441	1,510	1,696	2,035	1,376
電線製造工	1,038	1,204	1,290	1,318	1,381	1,551	1,861	1,169
輸送用機械器具組立工	1,120	1,299	1,392	1,422	1,490	1,673	2,008	1,318
金属材料検査工	1,106	1,283	1,375	1,405	1,471	1,652	1,983	1,286
窯業製品検査工	1,164	1,350	1,447	1,478	1,548	1,739	2,087	1,355
食料品検査工	1,121	1,300	1,393	1,424	1,491	1,675	2,010	1,262
木製製品・パルプ検査工等	1,053	1,221	1,309	1,337	1,400	1,573	1,888	1,160
印刷・製本検査工	1,065	1,235	1,324	1,353	1,416	1,591	1,910	1,182
ゴム・プラスチック製品検査工	1,041	1,208	1,294	1,322	1,385	1,555	1,867	1,161
その他の製品検査の職業	1,111	1,289	1,381	1,411	1,478	1,660	1,992	1,271
一般機械器具検査工	1,164	1,350	1,447	1,478	1,548	1,739	2,087	1,389
電気機械器具検査工	1,113	1,291	1,383	1,414	1,480	1,663	1,996	1,291
製図工	1,259	1,460	1,565	1,599	1,674	1,881	2,257	1,609
フォークリフト運転作業員	1,191	1,382	1,480	1,513	1,584	1,779	2,135	1,306
陸上荷役・運搬作業員	1,233	1,430	1,533	1,566	1,640	1,842	2,211	1,377
倉庫作業員	1,172	1,360	1,457	1,488	1,559	1,751	2,101	1,303
梱包作業員	1,110	1,288	1,380	1,410	1,476	1,658	1,990	1,233
ビル・建物清掃員	1,094	1,269	1,360	1,389	1,455	1,634	1,962	1,176
その他の清掃の職業	1,250	1,450	1,554	1,588	1,663	1,868	2,241	1,413
製品包装作業員	1,056	1,225	1,313	1,341	1,404	1,578	1,893	1,149
ラベル・シール・タグ付け作業員	1,048	1,216	1,303	1,331	1,394	1,566	1,879	1,145
選別作業員	1,157	1,342	1,438	1,469	1,539	1,729	2,075	1,270
ピッキング作業員	1,137	1,319	1,413	1,444	1,512	1,699	2,039	1,234
他に分類されない運搬等	1,178	1,366	1,464	1,496	1,567	1,760	2,112	1,356

【別表2】地域指数（通達に定める職業安定業務統計による地域指数）

山口	91.9
福岡	95.9
佐賀	88.5
大分	90.5

【別表3】比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（福岡）

(円)

	一般労働者の平均的な賃金の額			左記に退職金を合算した場合の額 (+5%)		
	0年	3年	10年	0年	3年	10年
受付・案内事務員	1,068	1,357	1,595	1,122	1,425	1,675
電話応接事務員	1,089	1,382	1,627	1,144	1,452	1,709
総務事務員	1,120	1,422	1,672	1,176	1,494	1,756
医療・介護事務員	995	1,264	1,486	1,045	1,328	1,561
その他の一般事務の職業	1,038	1,318	1,551	1,090	1,384	1,629
経理事務員	1,159	1,472	1,731	1,217	1,546	1,818
旅客・貨物係事務員	1,042	1,323	1,556	1,095	1,390	1,634
パソコン操作員	1,129	1,434	1,686	1,186	1,506	1,771
データ入力係員	1,086	1,380	1,622	1,141	1,449	1,704
その他の事務用機器操作	1,131	1,436	1,689	1,188	1,508	1,774
高齢者施設介護員	1,088	1,381	1,625	1,143	1,451	1,707
他に分類されないサービス	1,159	1,472	1,731	1,217	1,546	1,818
金属プレス設備	1,068	1,357	1,595	1,122	1,425	1,675
金属溶接・溶断設備	1,118	1,420	1,670	1,174	1,491	1,754
化学製品生産設備	1,088	1,381	1,625	1,143	1,451	1,707
化学製品製造工	1,076	1,367	1,608	1,130	1,436	1,689
パン・菓子製造工	1,065	1,353	1,591	1,119	1,421	1,671
食肉加工品製造工	1,096	1,391	1,637	1,151	1,461	1,719
保存食品製造工等	1,016	1,290	1,518	1,067	1,355	1,594
他の食料品製造・加工処理工	1,042	1,323	1,556	1,095	1,390	1,634
木製製品製造工	1,062	1,349	1,587	1,116	1,417	1,667
印刷・製本作業員	1,077	1,368	1,610	1,131	1,437	1,691
プラスチック製品製造工	1,076	1,366	1,607	1,130	1,435	1,688
その他の製品製造等	1,063	1,350	1,588	1,117	1,418	1,668
他の電気機械器具組立工	1,089	1,382	1,627	1,144	1,452	1,709
電線製造工	996	1,264	1,488	1,046	1,328	1,563
輸送用機械器具組立工	1,075	1,364	1,605	1,129	1,433	1,686
金属材料検査工	1,061	1,348	1,585	1,115	1,416	1,665
窯業製品検査工	1,117	1,418	1,668	1,173	1,489	1,752
食料品検査工	1,076	1,366	1,607	1,130	1,435	1,688
木製製品・バルブ検査工等	1,010	1,283	1,509	1,061	1,348	1,585
印刷・製本検査工	1,022	1,298	1,526	1,074	1,363	1,603
ゴム・プラスチック製品検査工	999	1,268	1,492	1,049	1,332	1,567
その他の製品検査の職業	1,066	1,354	1,592	1,120	1,422	1,672
一般機械器具検査工	1,117	1,418	1,668	1,173	1,489	1,752
電気機械器具検査工	1,068	1,357	1,595	1,122	1,425	1,675
製図工	1,208	1,534	1,804	1,269	1,611	1,895
フォークリフト運転作業員	1,143	1,451	1,707	1,201	1,524	1,793
陸上荷役・運搬作業員	1,183	1,502	1,767	1,243	1,578	1,856
倉庫作業員	1,124	1,427	1,680	1,181	1,499	1,764
梱包作業員	1,065	1,353	1,591	1,119	1,421	1,671
ビル・建物清掃員	1,050	1,333	1,568	1,103	1,400	1,647
その他の清掃の職業	1,199	1,523	1,792	1,259	1,600	1,882
製品包装作業員	1,013	1,287	1,514	1,064	1,352	1,590
ラベル・シール・タグ付け作業員	1,006	1,277	1,502	1,057	1,341	1,578
選別作業員	1,110	1,409	1,659	1,166	1,480	1,742
ピッキング作業員	1,091	1,385	1,630	1,146	1,455	1,712
他に分類されない運搬等	1,130	1,435	1,688	1,187	1,507	1,773

【別表3】比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（大分）

(円)

	一般労働者の平均的な賃金の額			左記に退職金を合算した場合の額 (+5%)		
	0年	3年	10年	0年	3年	10年
受付・案内事務員	1,008	1,280	1,506	1,059	1,344	1,582
電話応接事務員	1,028	1,305	1,535	1,080	1,371	1,612
総務事務員	1,057	1,342	1,578	1,110	1,410	1,657
医療・介護事務員	939	1,192	1,402	986	1,252	1,473
その他の一般事務の職業	980	1,244	1,464	1,029	1,307	1,538
経理事務員	1,094	1,389	1,634	1,149	1,459	1,716
旅客・貨物係事務員	983	1,248	1,468	1,033	1,311	1,542
パソコン操作員	1,066	1,353	1,591	1,120	1,421	1,671
データ入力係員	1,025	1,302	1,531	1,077	1,368	1,608
その他の事務用機器操作	1,067	1,355	1,594	1,121	1,423	1,674
高齢者施設介護員	1,027	1,304	1,534	1,079	1,370	1,611
他に分類されないサービス	1,094	1,389	1,634	1,149	1,459	1,716
金属プレス設備	1,008	1,280	1,506	1,059	1,344	1,582
金属溶接・溶断設備	1,055	1,340	1,576	1,108	1,407	1,655
化学製品生産設備	1,027	1,304	1,534	1,079	1,370	1,611
化学製品製造工	1,016	1,290	1,517	1,067	1,355	1,593
パン・菓子製造工	1,005	1,277	1,501	1,056	1,341	1,577
食肉加工品製造工	1,034	1,313	1,544	1,086	1,379	1,622
保存食品製造工等	959	1,218	1,432	1,007	1,279	1,504
水産物加工工	970	1,231	1,448	1,019	1,293	1,521
木製製品製造工	1,002	1,273	1,497	1,053	1,337	1,572
印刷・製本作業員	1,017	1,291	1,519	1,068	1,356	1,595
プラスチック製品製造工	1,015	1,289	1,516	1,066	1,354	1,592
その他の製品製造等	1,003	1,274	1,498	1,054	1,338	1,573
一般機械器具検査工	1,054	1,338	1,574	1,107	1,405	1,653
電気機械器具検査工	1,008	1,280	1,506	1,059	1,344	1,582
輸送用機械器具組立工	1,014	1,287	1,515	1,065	1,352	1,591
金属材料検査工	1,001	1,272	1,496	1,052	1,336	1,571
食料品検査工	1,015	1,289	1,516	1,066	1,354	1,592
木製製品・パルプ検査工等	953	1,210	1,424	1,001	1,271	1,496
印刷・製本検査工	964	1,225	1,440	1,013	1,287	1,512
ゴム・プラスチック製品検査工	943	1,197	1,408	991	1,257	1,479
その他の製品検査の職業	1,006	1,277	1,503	1,057	1,341	1,579
一般機械器具検査工	1,054	1,338	1,574	1,107	1,405	1,653
電気機械器具検査工	1,008	1,280	1,506	1,059	1,344	1,582
フォークリフト運転作業員	1,078	1,370	1,610	1,132	1,439	1,691
陸上荷役・運搬作業員	1,116	1,418	1,668	1,172	1,489	1,752
倉庫作業員	1,061	1,347	1,585	1,115	1,415	1,665
梱包作業員	1,005	1,277	1,501	1,056	1,341	1,577
ビル・建物清掃員	991	1,258	1,479	1,041	1,321	1,553
その他の清掃の職業	1,132	1,438	1,691	1,189	1,510	1,776
製品包装作業員	956	1,214	1,429	1,004	1,275	1,501
ラベル・シール・タグ付け作業員	949	1,205	1,418	997	1,266	1,489
選別作業員	1,048	1,330	1,565	1,101	1,397	1,644
ピッキング作業員	1,029	1,307	1,538	1,081	1,373	1,615
他に分類されない運搬等	1,067	1,354	1,593	1,121	1,422	1,673

【別表3】 比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（山口）

(円)

	一般労働者の平均的な賃金の額			左記に退職金を合算した場合の額 (+5%)		
	0年	3年	10年	0年	3年	10年
その他の一般事務の職業	995	1,263	1,487	1,045	1,327	1,562
ピッキング作業員	1,045	1,328	1,562	1,098	1,395	1,641

【別表3】 比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（佐賀）

(円)

	一般労働者の平均的な賃金の額			左記に退職金を合算した場合の額（1.05%）		
	0年	3年	10年	0年	3年	10年
その他の一般事務の職業	958	1,216	1,432	1,006	1,277	1,504
データ入力係員	1,002	1,273	1,497	1,053	1,337	1,572
その他の製品検査の職業	984	1,249	1,470	1,034	1,312	1,544
フォークリフト運転作業員	1,055	1,340	1,575	1,108	1,407	1,654
陸上荷役・運搬作業員	1,092	1,386	1,631	1,147	1,456	1,713
倉庫作業員	1,038	1,317	1,550	1,090	1,383	1,628
ピッキング作業員	1,007	1,278	1,504	1,058	1,342	1,580
製品包装作業員	935	1,187	1,397	982	1,247	1,467
他に分類されない運搬等	1,043	1,324	1,558	1,096	1,391	1,636